

一般社団法人 社会的健康戦略研究所 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人社会的健康戦略研究所と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、個人や組織/集団の社会的健康度を上げる手法の研究及びその効果的な手法の社会実装を日本のみならず世界でも主体的に行うことにより、常に環境変化に適合し続ける持続可能な共生社会（世界）実現を社会市民の役目と捉え貢献する事を目的とし、その目的に資するため、次の事業・活動を行う。

1. 個人や組織/集団の健康維持、増進、疾病予防等、健康管理、健康経営、労働衛生等の社会的健康度を上げる手法に関する各種研究・調査・分析・情報提供及び開発業務
2. 個人や組織/集団の健康維持、増進、疾病予防等、健康管理、健康経営、労働衛生等の社会的健康度を上げる手法に関する施策の実施・導入に関するコンサルティング業務及びセミナー・イベントの企画・運営・運用支援
3. 個人や組織/集団の健康維持、増進、疾病予防等、健康管理、健康経営、労働衛生等の社会的健康度を上げる手法に関する製品、サービス及び情報の提供業務
4. コーチング・教育研修・人材育成に関するコンサルティング業務及びセミナー・イベントの企画・運営・運用支援
5. 経営に関するコンサルティング業務
6. セミナー・イベントのインストラクター、講師及びアドバイザーの派遣業務並びにそれに関する出版その他情報提供サービス
7. 個人や組織/集団の健康維持、増進、疾病予防等、健康管理、健康経営、労働衛生等の社会的健康度を上げる手法に関する国内外の標準の作成及びそれに伴う受託・管理業務
8. 前各号に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員

(法人の構成員)

第5条 当法人には、次の2種類の会員を置く

- 1 「社員」当法人の目的に賛同し、当法人の運営に参画する者で社員総会への出席及び議決の権限がある者
- 2 「準社員(会員)」当法人の目的に賛同した者で社員総会への出席及び議決の権限がない者

(入社)

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員又は準社員(会員)とする。

- 2 社員又は準社員(会員)となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第7条 社員は、社員総会において会費を定めた場合は、当該会費を納入しなければならない。

- 2 準社員(会員)は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 3 社員及び準社員(会員)は、当法人に対し、経費を支払う義務を負う。

(退社)

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

- 2 準社員(会員)は、いつでも退会する事ができる。ただし、払込済みの入会金及び会費の払い戻しはしない。

(除名)

第9条 当法人の社員及び準社員(会員)が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員及び準社員(会員)としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員及び準社員(会員)を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第10条 社員及び準社員(会員)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 入会費を滞納し、又は1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員(総社員には準社員(会員)を含まない。以下同じ。)の同意があったとき。

(社員名簿)

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。準社員(会員)名簿は作成しない。

第3章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。ただし準社員(会員)はこれに含まない。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員及び準社員(会員)の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。準社員(会員)は議決権はない。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 3 準社員(会員)は、事前に理事会の許可を得た場合、総会に出席し、意見を述べることができる。ただし、議決権が付与されるものではない。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上15名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定し、代表理事をもって会長とする。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(2) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、非業務執行理事等との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、30万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第5章 理事会

(構成)

第29条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

第6章 基金

(基金の拠出等)

第37条 当法人(当法人の成立前にあっては、設立時社員)は、社員又は第三者に対し、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会(当法人の成立前にあっては、設立時社員の全員の同意)において決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第38条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還)

第39条 拠出された基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

- 2 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会にて別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。
(事業計画及び収支予算)

第41条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第48条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 浅野健一郎、佐藤光弘、重野俊哉、渡邊武友、植田順

設立時代表理事 浅野健一郎

設立時監事 佐野恵子

(設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第49条 設立時社員の氏名又は名称及び住所

—略—

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

令和元年9月5日作成